

公益社団法人 山梨県青果物経営安定基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を山梨県甲府市飯田一丁目1番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、果樹農家の経営支援、果実及び果実製品の需要の増進、果実及び果樹農業に関する情報の提供等、並びに野菜農家に対する価格安定対策等の経営支援を行うことにより果実・野菜の需給の安定的な拡大と農家の経営安定を図り、地域社会の活性化及び国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加工原料用果実を安定的に生産・供給する生産者に対し、その経営の安定を支援する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業
 - (2) 優良な品目及び品種への転換等果樹農業の経営を支援するための事業
 - (3) 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
 - (4) 野菜を安定的に生産・供給する生産者に対し、当該野菜の取引価格が予め設定した水準を下回った場合に補給金を交付する事業その他野菜の生産及び出荷に関する事業、並びに生産者団体等に対する指導、その他の支援
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、山梨県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 協会の区域の農業協同組合
 - (2) 協会の区域内の農業協同組合連合会であって、協会の区域全部をその地区とするもの又は事業を実施する協会の区域内に従たる事務所を有する全国の区域をその地区とするもの。
 - (3) 山梨県
 - (4) 協会の区域内の市町村
 - (5) 公益財団法人中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)
 - (6) 山梨県農業協同組合中央会
 - (7) その他協会の目的に賛同する者
- 2 協会に賛助会員を置くことができる。賛助会員は、協会の目的に賛同する者とする。
- 3 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 協会は、前項の規定により承認したときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費を支払わなければならない。

- 2 協会は、会員がその資格を喪失しても既納の会費は返還しない。

(退会)

第8条 会員が協会を退会しようとするときは、6箇月前までに退会届を提出することにより、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

- 2 賛助会員の退会は前項の規定に準ずる。
- 3 退会した会員は協会に対する既成の権利を全て喪失するものとする。

(除名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会員の3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。ただし、この場合は総会の10日前までに当該会員に対して書面をもってその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 協会の定款又は業務方法書に違反したとき
- (2) 協会の業務を妨げ、信用を傷つけ、又は損害を与えるような行為をしたとき
- (3) 会員としての義務の履行を怠ったとき

2 協会は、会員の除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 該当会員が解散し、又は会員が死亡したとき

(退会者の債務の処理)

第11条 会員が退会したとき、その者又はその権利義務を包括承継した者は、その者の預り出資金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、退会后3箇年を経たときはこの限りではない。

- 2 協会は、退会した会員が協会に対して支払うべき債務のあるときは、前項の規定による払戻額と相殺することができる。
- 3 賛助会員の退会は、前項の規定に準ずる。

(除名者の債務の処理)

第12条 前条の規定は、除名された会員の債務の処理について準用する。この場合において、同条中「退会した」とあるのは「除名された」と読み替えるものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は総ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬及び費用に関する規程
- (5) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、その開催日の2週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は会員としての議決権の行使は留保するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合において、前2条の規定適用については、会議に出席したものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 会議の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この協会に役員として理事8名以上12名以内及び監事2名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別な関係のある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行し、副会長は

理事会において別に定めるところにより、この協会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が、就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 役員に対しては、別に総会で定める支給基準により報酬等を支給することができる。

2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第30条 この協会は、その事務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 業務方法書の決定

(3) 各事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）等の承認

(4) 各事業年度の事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、及びこれらの付属明細書（以下「事業報告及び決算書類」という。）の承認

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 会長及び副会長の選定及び解職

(7) 法人法第38条第1項第3号に定める書面評決できる決議

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第37条 この協会の資産は、これを基本財産、特定資産及びその他の財産とする。

2 前項のその他の財産は、基本財産、特定資産以外の財産とする。

(基本財産)

第38条 基本財産は、この協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(2) 理事会の議決により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 前項の財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を取り崩すときは、あらかじめ理事会の議決を受けなければならない。

(交付準備金)

第39条 交付準備金は、地方公共団体、公益財団法人中央果実協会及び独立行政法人農畜産業振興機構から交付準備金に充てることを指定して交付された補助金及び会員からの負担金をもって構成する。

2 交付準備金は、補給金の交付に当てる場合並びに業務対象年間の終了時に負担金を払戻する場合並びに補助金を返還する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(資産の管理)

第40条 この協会の財産の管理は、会長がこれを管理する。

(預り出資金等)

第41条 協会は第4条に掲げる事業を円滑に実施するため会員から預り出資金等を引き受けることができる。

2 中央果実協会からの預り出資金は、他の預り出資金と区別して管理しなければならない。

3 預り出資金等の管理及び処分の方法は、理事会の決議により別に定める預り出資金等管理規程によるものとする。

(事業年度)

第42条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 協会の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の事業計画書及び収支予算書等については、定時総会に提出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は事業報告及び決算書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に山梨県知事に提出しなければならない。

3 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第45条 第4条各号に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益的取得財産残額に相当する額の財産を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の設立の登記日現在の会長、副会長、理事、監事は次に掲げる者とする。

会 長	込山 博			
副会長	關本 得郎			
理 事	中山 仁	佐野 勝久	渡邊 昭秀	手塚 進二
	杉山 博彦	秋山 正直	加藤 啓	
監 事	岸本 富次	西野 孝		

附則

変更後の定款は、平成28年6月30日から施行する。